

E T Cカードの利用業務仕様書

1. 総 則

- (1) 本仕様書は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社等」という。）の指定する道路において、発注者が使用できるE T Cカードを利用する場合に適用するもので、受注者は本仕様書に従って、適正に業務を行うものとする。
- (2) E T Cカード使用により生じた高速道路株式会社等の発注者に対する債権を、当該会社から受注者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとする。

2. 契約期間

令和元年9月1日から令和2年3月31日まで
(なお、カード有効期限まで毎年度更新する。)

3. 発行枚数

中国四国農政局児島湾沿岸農地防災事業所・・・ 3枚

4. 基本要件

- (1) 年会費及び発行手数料等（再発行を含む。）
年会費、発行手数料（再発行を含む。）、保証金及びその他事務手数料は、無料又はE T Cカード1枚あたり各金額が1,300円以下であること。
- (2) E T Cカードの発行に要する期間
E T Cカード発行の申込みを受理した後、概ね2週間程度でE T Cカードの発行ができること。
- (3) 利用料について、E T Cカード毎に以下の割引があること。
 - ・西日本高速道路株式会社
 - ① 5,000円を超え10,000円までの部分について0%～5%の割引
 - ② 10,000円を超え30,000円までの部分について5%～15%の割引
 - ③ 30,000円を超える部分について15%以上の割引
 - ・本州四国連絡高速道路株式会社
 - ① 10,000円を超え50,000円までの部分について0～6.9%の割引
 - ② 50,000円を超える部分について6.9%以上の割引

5. 業務内容

- (1) 対 象
発注者の所有する公用車を対象として、発注者の必要に応じてE T Cカード（クレジット機能は有しないものに限る。）を発行し、貸与・使用させるものとする。
- (2) 所有権
E T Cカードの所有権は受注者に属し、E T Cカードの紛失・盗難が生じた場合には、適切な対応を行わなくてはならない。
- (3) 明細書
発注者のE T Cカード使用により生じた高速道路株式会社等からの債権に係る利用明細書をE T Cカード毎に作成し、提出すること。
- (4) 請 求
利用料金について、各月経過後に請求を行うこと（請求書に基づき、銀行口座振込により支払う。）。
なお、令和2年3月分（3月1日～31日の使用分）については、翌月20日までに請求すること。

6. その他

- (1) 当該業務を行うに当たっては、事前に中国四国農政局児島湾沿岸農地防災事業所職員（以下「担当職員」という。）と打ち合わせを行うこと。
- (2) 疑義が生じた場合は、担当職員と連絡を取り、指示を受けること。